

# i-Construction施工推進本部 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は「i-Construction施工推進本部」と称する。

### (目的)

第2条 国土交通省のi-Construction推進組織設置を踏まえ、これまで「情報化施工」の推進に先導的かつ積極的に取り組んできた一般社団法人日本建設機械施工協会として「情報化施工」に関わる委員会活動を包括し、i-Construction推進に向けた提言・情報発信等を目的として「i-Construction施工推進本部」を設置する。

### (活動)

第3条 「i-Construction施工推進本部」は、前項の目的を達成するため必要な議論を行い、提言・情報発信等を行う。

## 第2章 構成

### (構成)

第4条 「i-Construction施工推進本部」は本部員及びオブザーバーにより構成される。

### (本部員)

第5条 本部員は「i-Construction施工推進本部」の目的及び活動に賛同する協会会員より本部長が選任する。

### (オブザーバー)

第6条 オブザーバーとして官公庁・関係団体の出席を認め、また必要に応じ招聘することができる。

### (役員)

第7条 「i-Construction施工推進本部」に次の役員を置く。

- 一 本部長 1名
- 二 副本部長 1名

### (本部長及び副本部長)

第8条 本部長は、「i-Construction施工推進本部」を代表し、会務を総括する。  
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在時においてその会務を代行する。

### (委員会)

第9条 「i-Construction施工推進本部」の下に「情報化施工委員会」及び「情報化施工普及検討委員会」を置く。

### (特設WG)

第10条 「i-Construction施工推進本部」の下に「安全施工WG」を置く。

### (事務局)

第11条 「i-Construction施工推進本部」の事務局は一般社団法人日本建設機械施工協会内に置く。

### (雑則)

第12条 「i-Construction施工推進本部」の運営はこの規約に定めるものの他、必要な事項は本部長によりこれを定める。

### (その他附則)

第13条 この規約は平成28年 5月20日より施行する。  
令和元年 8月 9日 本会の名称の変更。特設WG（第10条）の追加。